

2024年12月3日

（公財）公益法人協会
税制・会計合同委員会
法制・コンプライアンス合同委員会

「公益法人会計基準（素案）」等に対する意見募集に関して、以下の通り、意見を提出する。

**1 「改正の経緯と主な変更点等について」会計基準全般に関して（会計基準の別添又は前文等）
（意見）**

今回の公益法人会計基準等（素案）の改正は、令和5年度報告書に示された改正の考え方以降、令和6年度研究会での検討状況について、議事資料と議事録が公表されてはいるものの、内容の変更箇所が多くまとまって示されていないため、資料を読み込まないと理解ができにくい。については、「会計基準の設定の経緯等」「主な変更点」を明示していただきたい。できれば、平成20年会計基準の際と同様に、令和5年会計研究会報告書以降の最終的な変更点とその趣旨をわかりやすく解説いただきたい。

（理由）

平成20年会計基準においては、「公益法人会計基準について」と題し、1. 会計基準の設定の経緯等（1）設定の経緯、（2）設定の方針及び主な変更点、（3）一部改正について、2. 本会計基準の性格、3 本会計基準の実施時期が明示されている。（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）

**2 「会計監査人設置法人以外の法人への適用について（適用除外の対象となる法人）」運用指針
第2項（3P）**

（意見）

適用除外の対象となる法人を、「会計監査人設置義務法人以外」とすべきと考える。「会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。」を「会計監査人設置義務法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。」としていただきたい。

会計監査人を設置する法人には、「義務づけられている法人」と「自ら定款で設定している法人」があるなか、「会計監査人を自主的に置いた法人」には中小規模の法人も含まれ、このような法人では、適用除外となる会計処理はそもそも対象となる取引がない場合も多い。また、フルスペックの基準を適用することは負担が大きい。

（理由）

そもそも本件は小規模法人の負担軽減から検討されてきたものであるが、第68回会計に関する研究会議事録で、定義の見直し（案）で外部監査を受けている法人以外の法人から会計監査人設置法人以外の法人に変更され、また、第70回会計に関する研究会議事録では、会計監査人を設置する法人は、「義務づけられている法人」と「自ら定款で設定している法人」があることを明記している。

自ら定款で会計監査人を設置する法人が、大規模法人（＝会計監査人の設置義務がある法人）と同じフルスペックの会計基準等適用を受けるのでは負担が大き過ぎ、そもそも会計監査人の任意設置は、自律的なガバナンスの観点からであり、法人の内部的な理由からである。この規定ぶりでは、ガバナンスの充実を目指し自主的に会計監査人を設置した法人が、会計監査人設置を取りやめるといふ弊害も生じかねず、ガバナンスの後退につながりかねない。

中小規模法人の負担の軽減の観点が重要である。

3 「同（適用除外の対象としてのキャッシュ・フロー計算書）」 運用指針第2項（3P） （意見）

運用指針の適用除外（適用又は作成しないことができる）の対象として、「キャッシュ・フロー計算書」が掲げられているが、設置しなければならない法人は法令で明記されている。選択できる（適用又は作成しないことができる。）性格のものではないため、誤解されないよう、別項目建で記載していただきたい。

（理由）

運用指針「第3キャッシュ・フロー計算書」（37P）では、公益認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置する義務のある法人と明記され、定款において公益法人が自ら会計監査人を設置した場合は含まない旨明記されている。

4 「会計監査人設置法人以外の法人への適用について（簡便法適用の対象となる法人）」 運用指針第2項（3P）

（意見）

簡便法適用の対象となる法人を、「会計監査人設置義務法人以外」としていただきたい。

（理由）

「会計監査人設置法人」は、公益認定法による設置義務法人のみならず、定款により自ら会計監査人を設置している中小規模の法人も含まれる。このような法人では、原則法での処理を求められることは、負担が大き過ぎと思われる。中小規模法人の負担を考慮することが設定の趣旨であれば、「会計監査人設置義務法人以外」とすべきであるとする。中小規模法人の負担の軽減の観点が重要である。

5 「移行法人の会計基準及び運用指針の適用」 運用指針第4項（4P）

（意見）

移行法人の会計基準及び運用指針の適用について、運用指針では「適用対象外とするもの」と「移行法人における取扱いを適用するもの」が列挙されている。このうち「移行法人における取扱いを適用するもの」については、移行法人にとって会計基準及び運用指針の適用が大きな負担とならない旨、丁寧な説明と周知活動に努めていただきたい。

（理由）

「移行法人についての公益法人会計基準の適用」は、令和6年会計基準の変更に伴う基本的な部分はやむを得ないと思われるが、「公益目的支出計画」「実施事業等」以外については、基準・運用指針の適用に関し丁寧な説明と対応をお願いしたい。

6 「経過措置等 適用時期について」 運用指針第6項 (4P)

(意見)

本会計基準については、「令和7年(2025年)4月1日以降に開始する事業年度から適用するものとする。ただし、令和10年(2028年)4月1日前に開始する事業年度までに適用を開始することもできる。」とされているが、「令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用を開始し、3年間の移行期間の後、令和10年4月1日以降に開始する事業年度から適用となる。それまでの間は、引き続き平成20年基準によることができる。」とされたい。

(理由)

経過措置や移行期間の趣旨は、各法人において等しく3年間の準備期間を容認するものであると考えられるため、決算期の違いにより、移行期間が短くならないような配慮を願いたい。経過措置や移行期間の趣旨は、各法人において等しく3年間を容認し、会計ソフトの導入や監事・公認会計士や会計監査人との協議、法人の役職員の研修に充てる期間と認識している。決算期の異なる法人の移行期間が短くならないような配慮を願いたい。

7 「重要性」 会計基準第12項 (5P)

(意見)

会計基準では、「重要性の原則の適用例としては次のようなものがある」と例示されているが、重要性の判断基準についての記載をお願いしたい。「金額的な重要性や質的な重要性を考慮する」「個々の状況による」等を、まず会計基準で示していただけないか。そのうえで例示を示す中で、金額的な重要性や質的な重要性についての事例を追加いただきたい。

(理由)

企業会計では、「中小企業の会計に関する指針」(最終改正令和5年5月10日)において、重要性について、「重要性の原則は本指針の全ての項目に適用される」と明記されており、また「重要性が乏しいかどうかについては、金額的な面と質的な面を考慮して判断することになるが、具体的な判断基準は、企業の個々の状況によって異なり得ると考えられる」とされている。

8 「活動計算書の作成目的」 会計基準第32項 (8P)

(意見)

活動計算書は、現行の正味財産増減計算書と異なり、最終的に「当期収益費用差額」を示し、純資産の変動や残高を直接表記しないことに改正された。会計基準第32項では活動計算書の作成目的を「その結果としての純資産の変動を示すものである。」と定義されているにもかかわらず、活動計算書で期首・期末の純資産残高を示さずに、「当期収益費用差額」を示すこととされたことがどのような意味を持つものなのか、その趣旨をご教示いただきたい。

(理由)

会計基準32項で、活動計算書は、「公益法人の活動状況を明らかにするため、一会計期間に属する公益法人の全ての収益及び費用の増減並びにその結果としての純資産の変動を示すものである。」と定義されている。

9 「資産の区分」会計基準第 105 項 (18P)「減損損失の認識と測定」 会計基準第 106 項 (18P)

(意見)

固定資産の減損について、現行の公益法人会計基準では、原則として強制評価減であるところ例外的に簿価を越えない限り、使用価値による評価を認めたものである。一方、今回の改正内容は、減損の兆候、減損の認識、減損の測定と企業会計同様のステップで、さらに資金生成資産と非資金生成資産とに区分した適用を要請している。特に、この資産の区分第 105 項「資金生成資産（将来キャッシュ・フローにより投資の回収を予定する資産）と非資金生成資産（投資の回収を予定してない資産）とする」は、減損損失の認識と測定第 106 項で「資金生成資産等と非資金生成資産等と区分して減損の兆候の有無を判断する。」とされているが、この区分概念の必要性は理解がしにくい。対象となる資産を保有する公益法人においては、これまでにはない実務負担となるが、今回の改正において変更・追加する必要性をご教示いただきたい。

(理由)

過去の公益法人の会計に関する研究会の報告書においては平成 27 年の検討結果「I 企業会計基準の公益法人への適用について 9.固定資産の減損にかかる会計基準」において、(公益法人等の特性を考慮した) 現行の方法の改正を必要とする事情変更はみられないことから、現行のままとするとされ、その後特段の議論の進展や変化は見当たらなかったようであり、議論が十分になされたのかどうか見えづらい。

10 「外貨建有価証券の減損」 会計基準第 111 項 (19P)

(意見)

時価の把握が極めて困難な外貨建有価証券の実質価額の算定において「(当該有価証券の実質価額は) 実質価額を決算時の為替相場により円換算した額」は「外国通貨による実質価額を決算時の為替相場により円換算した額」等とすべきではないか。

(理由)

外貨建の実質価額であることを明記しないと不十分と考えられる。

(参考) 外貨建取引等会計処理基準 一 2(1)③ニ

外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。

11 「税効果会計」 会計基準第 127 項 (21P)

(意見)

(収益事業の税効果会計の適用) ただし書以下の「繰延税金資産又は繰延税金負債に重要性が乏しい場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」は、12. 重要性の原則の適用例 (4)「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」(p.5) と整合性のある記載にすべきである。

(理由)

127 と 12 (4) でいずれも税効果適用の重要性の判定基準について言及しているが、判断基準が異なる。

このうち 12 (4) で規定される「収益事業にかかる課税所得の額」は、現行の公益法人会計基準と同様の規定であるが、法定実効税率を算定して繰延税金資産や繰延税金負債（一時差異等）を計算することなく、判明するものである。したがって収益事業の規模が比較的小さい公益法人においては、当該金額を税効果会計の重要性の判断基準として用いることで十分といえ、事務の簡素化等にも寄与すると考えられる。

12 「関連当事者との取引」 運用指針第 7 9 項、8 3 項 （運用指針 1 8 P、2 1 P）

（意見）

設立者及びその近親者との取引における「設立者」の定義と開示の趣旨をわかりやすく解説いただきたい。

（理由）

当該公益法人が公益財団法人である場合、「当該公益法人が公益財団法人である場合には、法人ではない設立者及びその近親者」とされ、また「活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、総額 1 0 0 万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。」とされているが、設立者が法人か個人か不明である場合もある。また、個人の設立者で既に亡くなっており、財団法人設立時の基本財産への資金拠出額のみ取引の場合でも開示する必要があるかどうか確認したい。また、設立者と資金拠出者は異なるケースもあり、設立時以降の資金供出者は対象外と理解してよいか確認したい。

13 「財務諸表の科目」 運用指針第 8 4 項 「貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領」 （運用指針 2 2 P）

（意見）

「貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領」における科目について、会計基準の「有価証券の保有目的区分」（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券）との関係を踏まえて、取扱要領に補足説明をお願いしたい。

（理由）

「売買目的有価証券」で想定される金融商品例、「売買目的有価証券、貸借対照表日後 1 年以内に満期の到来する債券等」は大科目「流動資産」中科目「有価証券」とされている趣旨、令和 6 年公益法人制度改革で 19 事業区分の一つとしてとりあげられた「出資」は「その他有価証券」の科目でよいかどうか、等の質問例が多い。

14 「財務諸表の科目」 運用指針第 8 4 項 活動計算書の注記に係る科目及び取扱要領 （運用指針 2 9 P）

（意見）

大科目「資産運用益」の中科目「受取利息」の取扱要領欄に「投資有価証券利息」を追記して欲しい。

（理由）

財団法人の主要収入項目の一つである基本財産運用益や特定資産運用益は、「投資有価証券利息」として計上されることになるため、実務担当者に明示する必要があると考える。

15 「活動計算書」 運用指針第 85 項 (運用指針 3 6P)

(意見)

令和 5 年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について(令和 5 年度報告書)に対する意見募集に関して、意見提出を行ったものであるが、活動計算書本表において、一般純資産の部と指定純資産の部を合算して表記することについて、これまで定着してきた実務を変更することに対する抵抗感には、依然として根強いものがある。多くの公益法人の納得が得られるよう丁寧な説明と周知活動をお願いする。

(理由)

現行では、一般正味財産増減の部において収益・費用を認識しており、指定正味財産増減の部では収益・費用の認識が行われず、用途の指定された寄附金等をいわば預り金的に管理し、費消(指定解除)するときに一般正味財産に振替を行う処理が行われている。これが今回、指定正味財産から一般正味財産への振替処理を行わず、指定正味財産増減の部で直接、収益・費用を認識することに変更される。このため、これまで定着してきた実務を変更することに対する抵抗感には根強いものがある。また、一般純資産(一般正味財産)と指定純資産(指定正味財産)の区分を注記により開示することはともかく、本表で公益法人全体、すなわち一般純資産(一般正味財産)と指定純資産(指定正味財産)とを合算して収益・費用を表示することへの違和感が大きい。指定純資産(指定正味財産)では経常収益額・差額の期ごとの変動が大きくなることが予想され、単純に合算すると、情報の利用者にはわかりにくくなる懸念がある。

16 「活動計算書」 運用指針第 85 項 (運用指針 3 6P)

(意見)

令和 5 年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について(令和 5 年度報告書)に対する意見募集に関して、意見提出を行ったものであるが、複数年度にまたがる寄附金等の取扱いについて、再度検討いただきたい。

特に、基本財産となるような多額の出捐金(現物を含む)の一時の受け入れについてであるが、収益認識せずに、直接、純資産の増加とすることについて再検討いただきたい。基本財産となるような多額の出捐金については、費用支出が予定されている通常の寄附等とは明らかに性格を異にするものであり、活動計算書を通さないこと、すなわち、本来の事業活動とは切り離して、純資産を受け入れるものと考えられないか。当該事業年度の期間収益として認識するものではないとも考えられる。

(理由)

「時期」と「用途」の指定された多額の寄附金について複数年度にまたがる場合、さらには多額の出捐金等については、以下のように、依然課題が多く残されており、そのような意見は多い。

複数年度にまたがる寄附金等を、一括して経常収益として計上すると当該事業年度の収益・費用の変動が大きくなるためである。臨時的な収益であって当年度の費用に対応する部分以外は、「その他活動区分」の「その他収益」に計上すべきと考える。

また、出捐金のようなもの、基本財産となるような多額の拠出金の臨時的な受け入れについては、そもそも費用支出が予定されている通常の寄附等とは明らかに性格を異にするものである。このため、当該事業年度の収益に認識することなく、直接純資産に計上すべきものとする。

17 「指定純資産のうち指定寄付資金の発生年度別残高及び支出見込み」運用指針第 85 項（運用指針 4 9 P）

（意見）

令和 5 年度公益法人の会計に関する諸問題の検討状況について（令和 5 年度報告書）」に対する意見募集に関して意見提出を行ったものであるが、再度、「指定純資産のうち指定寄付資金の発生年度別残高及び支出見込み」の様式について、見直しをお願いしたい。

（理由）

「発生年度別残高」「5 年超指定寄付資金の残高内識別の支出見込み」を細かく記載させることは、会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることにつながりかねない。現行制度では果実について当の期間内に費消するようにする趣旨であったものが、新制度では新 6 号財産は当該資金から生じた果実を除くとされたが、これは、発生年度別内訳の記載を求め、5 年超 6 号財産の残高内識別用途目的別計画の記載をもとめるものではないと考えられる。会計基準によって期間の制限を付し長期にわたり注記に記載させ管理させるという負担を強いることにつながらないよう、引き続き様式を再検討いただきたい。

18 附属明細書等（運用指針 4 9 P）

（意見）

附属明細書等の様式が示されているが、この簡素化を進めていただきたい。さらに、財務規律適合性に関する明細については、計算書類（財務諸表）の会計情報とは異なるものであることから、監査の範囲、計算書類（財務諸表）の修正対応の機関決定手続き等で、法人の負担がないよう、配慮をいただきたい。

（理由）

現行の定期提出書類における各種別表をできる限り廃止・簡素化していくことが主旨であると理解している。別表や附属明細書では、詳細情報が要求されており、行政庁の指導による修正もありうることから、法人の負担増につながらないようお願いしたい。

以上